

# <施設の構造基準>

赤字の部分は、平成23年7月1日から義務付けとなります。

(理容師法 第12条 美容師法 第13条)

- 1 常に清潔に保つこと。
- 2 消毒設備を設けること。
- 3 採光、照明及び換気を十分にすること。
- 4 その他都道府県<sup>\*</sup>が条例で定める衛生上必要な措置

※ 「都道府県」は「市」と読み替えます。

【清潔保持の措置】 (理・美容師法施行規則 第26条)

- 1 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- 2 洗場は、流水装置とすること。
- 3 ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

【採光、照明及び換気の実施基準】 (理・美容師法施行規則 第27条)

- 1 採光及び照明 理・美容師が理・美容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を100ルクス以上とすること。
- 2 換気 理・美容所内の空気1リットル中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル以下に保つこと。

【千葉市が条例で定める衛生上必要な措置】 (理・美容師法施行条例 第3条)

- 1 隔壁等により外部及び他の施設と区画すること。
- 2 作業所の床面積は、理・美容を行うときに使用するいすが1台の場合にあっては6.6㎡以上とし、1台を超える場合にあってはその超える数が1台を増すごとに3.3㎡を6.6㎡に加えた面積以上とすること。  
(計算例) いすが5台の場合…… $6.6\text{㎡} + (3.3\text{㎡} \times 4\text{台}) = 19.8\text{㎡}$
- 3 待合所を設け、作業所とこれを区画すること<sup>\*1</sup>。ただし、客が理・美容が行われる直前まで理・美容所内において待つ必要がないことが明らかであるときは、待合所を設けないことができる<sup>\*2</sup>。
- 4 皮膚に接する布片及び器具を清潔に保管するための設備を設けること<sup>\*3</sup>。
- 5 作業所内に洗髪及び洗顔を行うことができる流水式の設備を設けること。ただし、頭髮に係る作業を行わない理・美容所にあつては、理・美容所内に洗顔を行うことができる流水式の設備を設ければ足りる<sup>\*4</sup>。

※1 「区画」については、客等が、作業所の区域と待合所の区域を容易に判別ができるものであること。

また、区画物は、固定するなど危害防止に留意すること。

※2 「ただし書き」については、厚生施設、老人保健施設、病院、結婚式場等に併設されるもの並びに移動車等が考えられ、単に営業形態が予約制といったものは、これらに含まれない。

※3 「保管するための設備」とは、格納棚等の設備のほか、蓋付き容器等も含むものであること。

※4 「洗髪設備」とは、温水をシャワーノズルから供給できる設備である。